

令和8年5月19日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和8年5月18日付託分)

福祉子どもみらい局

議案（条例その他）

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の徴収する料金の上限の認可（専決処分）の概要…… 1

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の徴収する料金の上限の認可（専決処分）の概要

1 概要

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の業務に関して徴収する料金の上限の認可について緊急を要し専決処分を行ったので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものである。

2 内容

(1) 徴収する料金の上限

区分	上限額
障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービスに要した費用の額）に、当該特定費用の額として理事長が定める額を加算した額
診療	神奈川県立煤ヶ谷診療所条例（昭和39年神奈川県条例第41号）第3条の規定による使用料及び手数料の額
診断書の交付	
証明書の交付	
意見書の交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第11条に規定する医師の診断の結果としての意見書作成に関して厚生労働省が定める対価の額
以上に掲げるもののほか、その他経費を要するサービス等	実費額等を勘案し、理事長が定める額

(2) 適用時期

令和8年4月1日から適用する。

3 専決処分年月日

令和8年4月1日